

(本約款の適用)

第1条 当施設の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとし、

2 当施設は、前項に規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊のお引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

(氏名等の明告)

第3条 当施設は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、その宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍、職業及び住所。
- (2) その他当施設が必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部の解除を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は、3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は、次条に定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイニングメンバー30名以上のものをいう。以下同じ。)の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当施設が宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊予約人数の20%にあたる人数(1人未満の端数は切り捨てる。)については、この限りでない。

2 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時(あらかじめ予定到着時刻の明示をされている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は、遅延その

た宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、他に定める場合を除くほか、次に掲げる場合には、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第6号までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2 当施設は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を当施設に登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項。
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当施設が必要と認めた事項。

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当施設の客室をおあけいただく時間(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合、次に掲げるとおり1人(3歳未満を除く)1時間につき100円を申し受けます。

- (1) 利用日の初日の午後3時以前に到着して客室を使用したとき。
- (2) 最終利用日の午前10時以降も客室を使用したとき。

(営業時間等)

第9条 当施設の主な施設の営業時間は、次のとおりとします。

- (1) レストラン(ダイニングルーム)

朝食	7:30	～	9:00
夕食	18:00	～	20:30
- (2) カラオケルーム 15:00 ～ 22:30
- (3) コーヒーショップ 7:30 ～ 10:00

(料金の支払い)

第10条 料金の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊利用券及び旅行小切手により、宿泊者の出発の際又は当施設が請求したときは当施設のフロントにおいて行いただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊者は、当施設内において、当施設が定めて当施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当施設は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第6号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第13条 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 当施設の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一、又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、損傷等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。

2 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、損傷等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明示のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き15万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

2 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

黒潮荘個人情報保護方針

(1) 法令等の遵守

当館は、個人情報保護に関する法令やその他規範を遵守徹底し、お客様からお預りした個人情報の保護に努めます。

(2) 利用目的

お客様の個人情報（お名前、ご住所、電話番号、e-mail アドレス、お勤め先、外国人のお客様については国籍及び旅券番号、利用内容等）は、以下の利用目的の範囲内で利用します。

- ① ご宿泊・お食事・ご宴会等のサービスの提供
- ② ご予約の確認などのご連絡
- ③ 当館の品質向上のため
- ④ 宿泊プランなどのご案内（ダイレクトメール）
- ⑤ 法令の規定するところ

(3) 第三者提供をする場合

当館は、お客様の個人情報を、以下の場合を除き、お客様の同意を得ることなく第三者に提供しません。

- ① お客様からのご依頼があった場合
- ② お客様がご利用になった旅行会社の窓口に報告が必要な場合
- ③ お客様がご利用になった助成券等の発行者に報告が必要な場合
- ④ 急病やおケガの手当てなど緊急を要し、お客様から了承をいただくことが困難な場合
- ⑤ 当館の業務の一部を委託会社に委託する場合
- ⑥ 法令に基づく提供要求があった場合

(4) 安全管理措置

当館は、個人情報の管理には細心の注意を払い、不正アクセス、漏えい、滅失及び改ざん等を防止するために必要かつ適切な措置を講じます。

また、従業者に対しては適切な教育を行い、知識や意識の向上を図る他、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託先を審査し、必要かつ適切な監督を行います。

(5) 開示、訂正及び利用停止について

当館が保有する個人データについて、ご本人から開示、訂正、及び利用停止を求められた場合は、下記窓口にて迅速な対応に努めます。法令等の定めに従って、求めに応じないこととするときは、その理由を説明することといたします。

(6) お問い合わせ窓口

千葉県市町村職員共済組合 施設管理課 043 (248) 1119

土日祝日・年末年始を除く 午前9時から午後5時まで

(担当者が不在となる場合もごさいます。その場合は折り返しご連絡申し上げます)

黒潮荘の公共性と安全性を確保するため、当施設をご利用のお客様には、宿泊約款第11条に基づき下記の規則をお守りいただくようお願い申し上げます。

この規則で定められた事項をお守りいただけないときは、宿泊約款第12条により、宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

- 1 布団の中など、火災の発生しやすい場所では、喫煙はなさないでください。
- 2 当施設内で、暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等のご使用にならないでください。
- 3 当施設内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌、喧騒な行為はなさないでください。
- 4 当施設内に下記のようなものを、お持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物など、その他ペット類一般
 - (2) 著しく悪臭を発するもの
 - (3) 著しく多数量な物品
 - (4) 発火又は、引火しやすい火薬類、油類又は、危険性のある物品
 - (5) 所持を許可されていない銃砲・刀剣類
- 5 客室内に、外来の客をお招きになったり、客室内の諸設備・諸物品などを使用させたりなさないでください。
- 6 当施設内で、とぼく、又は風紀を乱すような行為は、なさないでください。
- 7 未成年者が、保護を必要とする状況にあると認められたときは、宿泊をお断りすることがあります。
- 8 当施設内では、みだりに広告物の配布、掲示又は物品の販売等をなさないでください。
- 9 当施設外からの飲食物のご注文は、なさないでください。
- 10 客室やロビーを、事務所、営業所がわりに使用なさないでください。
- 11 当施設内の諸設備、諸物品を本来の目的以外の用途に、ご使用になることは、なさないでください。
- 12 当施設内の諸設備、諸物品を他の場所へ移動させること等、現状を変更するようなことは、なさないでください。
- 13 当施設の外観を損なうような品物を窓にお掛けにならないでください。
- 14 盗難等防止のため現金、貴重品は、備付けの金庫にお預け入れください。
また、フロントにお預けくだされば、より安全に保管いたします。
フロントお預け入れ以外の場合の現金、貴重品の紛失、盗難につきましては、一切責任を負いません。
- 15 当施設内の廊下やロビーなどに、所持品を放置なさないでください。
- 16 不可抗力以外の事由により建築物、備品、その他の物品を損傷、紛失或いは汚染された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
- 17 ご予定宿泊日数を変更なさる場合は、あらかじめフロント係員にご連絡ください。
宿泊約款第10条に基づく料金のお支払いについては、次の事項をお守りください。
 - (1) お客様のご宿泊期間中に料金のお支払いをご請求申し上げますので、あらかじめご承知ください。
 - (2) 長期にわたるご宿泊の場合、3日目ごとに料金をお支払いください。3日以内でも30,000円を超えた場合、当施設から請求があったらお支払いください。
 - (3) 宿泊期間の延長を希望される場合は、すでに経過した期間の料金をお支払いください。